

八王子市麻しん風しん混合特別接種実施要綱

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この事業は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）のうち麻しん及び風しんについて、やむを得ない事情により予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条の規定による対象者（以下、「定期接種の対象者」という。）である期間内に接種を逸失した者に対して麻しん及び風しん予防接種を実施し、疾病への免疫保有率を高め、発症を未然に防止することで、公衆衛生の向上及び保護者の負担軽減に寄与することを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この要綱で定める対象者は次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 接種日当日に八王子市に住民登録がある者
- (2) 接種日当日に 2 歳（2 歳の誕生日の当日）から 18 歳（19 歳の誕生日の前日）までの者
- (3) 麻しん風しん混合ワクチン（麻しん単独、風しん単独ワクチンを含む）予防接種が 2 回完了していない者

2 次の各号に該当する場合、前項の規定に係わらず対象者から除外する。

- (1) 麻しん及び風しん双方にり患したことがある者
- (2) 定期接種の対象者のうち予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条の規定による表の下欄 2 で定める 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（以下、「第 2 期対象者」という。）

（予防接種実施方法）

第 3 条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）への業務委託より行うものとし、指定医療機関等において実施する。

（接種の方法）

第 4 条 接種の方法は予防接種法実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 12 条第 3 項及び第 13 条第 3 項の規定に準ずるものとする。ただし、保護者の強い希望があった場合は、同 12 条第 1 項及び第 2 項並びに 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による接種（以下、「麻しん単独または風しん単独ワクチン接種」という。）も可能とする。

(申込方法)

第 5 条 この要綱に基づく予防接種を受けようとする場合は、健康医療部保健総務課に口頭で申し込みをしなければならない。

(申請書の交付)

第 6 条 前条の申し込みを受けた場合、麻しん風しん混合特別接種申請書(以下、「申請書」という。)を交付する。

(受診方法等)

第 7 条 申請書に定める対象者は、母子健康手帳と健康保険証等を持参したうえで、依頼書を指定医療機関等に提出することで接種を受けることができるものとする。

(接種費用)

第 8 条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第 9 条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年(2002 年)法律第 192 号)の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から施行する。